

# 事案書（経営会議 調整会議）

開催日：平成29年10月19日（木）

担当課：総務部 収納課、市民税課、資産税課

件名：大和州市税条例の一部改正（わがまち特例等を規定）について

提出理由：地方税法の改正に伴い、市税条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため

## 内 容：

### 1. 背景

- ・国は、平成29年度の地方税法の改正において更なる保育の受け皿確保のため、「保育事業」について「わがまち特例」（地域決定型地方税制特例措置）を導入した。
- ・また、未利用の民有地を公園と同等な緑地として活用を図るため、「市民公開緑地」についても「わがまち特例」を導入した。
- ・このことから、わがまち特例の制度趣旨に鑑み、課税標準額に乗じる割合（特例率）を市税条例に規定することが必要となった。

<わがまち特例とは>

地方公共団体が税制を通じて、地域の実情に応じた政策を展開できるよう導入された制度。国が特例対象とした設備等について、市町村は地方税法に定める基準を参酌し固定資産税（対象：土地・家屋・償却資産）、都市計画法（対象：土地・家屋）の課税標準額に乗じる割合を条例で定める。

### 2. 保育事業について

- ・認可保育所の内、地域型保育事業3事業、認可外保育施設の内、企業主導型保育事業の1事業の計4事業について、わがまち特例が導入される。

○地域型保育事業：3事業（家屋、償却）

- ・対象：家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（5人以内）

・改正前：1/2

・改正後：1/2を参酌して1/3以上2/3以下

○企業主導型保育事業：1事業（土地、家屋、償却）

- ・対象：H29.4.1からH31.3.31までの間に施設を設置した企業主導型保育事業

・改正前：なし

・改正後：5年度分に限り1/2を参酌して1/3以上2/3以下

### 3. 保育事業に関わる特例率について

- ・待機児童対策は本市の最重要課題のひとつであり、今後も待機児童が生じないよう様々な施策の推進が必要である。
- ・このことから、4事業すべてにおいて、地方税法で定める範囲内で最大の減額割合となる1/3と定める。

### 4. 市民公開緑地について

- ・NPO法人等の民間主体が設置、管理する一定の市民公開緑地の用に供される土地※について、わがまち特例として新たに創設される。
- ※H29.6.15からH31.3.31までの間に設置した緑地

○市民公開緑地

・改正前：なし

・改正後：3年度分に限り2/3を参酌して1/2以上5/6以下

### 5. 市民公開緑地に関わる特例率について

- ・緑は都市化の進む本市において、潤いのある街づくりのため貴重な空間である。そのため、今後も緑の保全と活用に向けた様々な施策を推進する必要がある。
- ・このことから、地方税法で定める範囲内で最大の減額割合となる1/2と定める。

### 6. 県内の条例制定状況について

【保育事業】

- ・参酌基準どおり（1/2）：藤沢市 など20市町村
- ・参酌基準以外（1/3）：横浜市 など6市
- ・検討中：6市町

【市民公開緑地】

- ・参酌基準どおり（2/3）：藤沢市 など15市町
- ・参酌基準以外（1/2）：横浜市 など2市
- ・検討中：7市町
- ・規定せず：8町村

### 7. その他

- ・本案件のほか、地方税法等の改正に伴う所要の事項についても、併せて条例改正を行う。

① ノンフロン製品に係る課税標準額特例措置が廃止されたことを受け、特例割合の規定を削除

② 軽自動車税のグリーン化特例（軽減税率）の延長

## 経 過

- H25. 3市税条例の一部改正（わがまち特例導入）
- H26. 6市税条例の一部改正（わがまち特例追加）
- H27. 9市税条例の一部改正（わがまち特例追加）
- H28. 12市税条例の一部改正（わがまち特例追加）
- H29. 3地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律公布

## 今後の予定

- H29.12 議案提出  
条例施行（公布日）